

産婦健康診査及び1か月児健康診査について

1 概要

(1) 事業内容

ア 産婦健康診査

産後うつの予防、新生児への虐待予防等を図ることを目的として、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対して、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態等の把握等を行う健康診査を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

イ 1か月児健康診査

1か月児に対して健康診査を実施し、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図る。

(2) 事業実施方法

令和8年10月から、都内共通受診券方式にて実施する。

2 対象者

(1) 産婦健康診査

区内に居住する産後2か月以内の産婦のうち、令和8年10月1日以降に契約医療機関又は契約助産所で受診した者

(2) 1か月児健康診査

区内に居住する出生後 27 日を超える、生後6週に達しない乳児のうち、令和8年10月1日以降に契約医療機関で受診した児

※ 里帰り出産等で契約医療機関又は契約助産所以外で受診した場合は、いずれの健診も償還払いにて助成を行う。

3 助成額及び助成回数

(1) 産婦健康診査

1回当たり5千円、2回まで(償還払いの場合は、上限5千円、2回まで)

(2) 1か月児健康診査

1回当たり6千円、1回(償還払いの場合は、上限6千円)

4 その他

同一年度内の公平性を確保するため、令和8年4月から同年9月までに出生した産婦及び出生した児の健診実施分について、償還払いによる健診費用の助成を行う。

5 スケジュール(予定)

令和8年3月 区報、区ホームページ等での周知

令和8年4月 受診券配付開始(妊娠届出時に配付)

令和8年10月 都内共通受診券方式による運用開始